



平成 27 年 5 月 14 日

各 位

会社名 山一電機株式会社
代表者名 代表取締役社長 太田 佳孝
(コード番号 6941 東証第一部)
問合せ先 総務部長 元川 博文
(電話 03-3734-0171)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 24 日開催予定の第 60 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、定款第 28 条（取締役の責任限定契約）を新設するとともに、条数の繰り下げを行うものであります。なお、定款第 28 条（取締役の責任限定契約）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、責任限定契約を締結できる範囲が拡大されたことに伴い、監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第 35 条（社外監査役の責任免除）の一部を変更するものであります。
- (3) その他、現状に即した変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程（予定）

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 6 月 24 日（水曜日）
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 24 日（水曜日）

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第8条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第28条～第34条 (条文省略)</p> <p>(社外監査役の責任免除) 第35条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。</u></p> <p>第36条～第39条 (条文省略)</p>	<p>(単元株式数) 第8条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任限定契約) 第28条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間で、<u>会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。</u></p> <p>第29条～第35条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任限定契約) 第36条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。</u></p> <p>第37条～第40条 (現行どおり)</p>

以 上